

# 仙台市新田東総合運動場アーチェリー場個人使用申込書兼承諾書

事故を防止し、安全な利用環境を確保するため、安全マナー及び安全規定等アーチャーが守るべきマナー・義務を遵守することを誓約し、マナー・安全規定等に違反した場合、又は係員の指示に従わない場合は、利用の権利を喪失することを承諾の上、新田東総合運動場アーチェリー場の個人利用カード発行を申請いたします。また、利用に際しては、自己責任において安全確保するとともに、施設又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償いたします。

## 【個人利用にあたっての注意事項】

- 利用の際は、電話(Tel.022-231-1221)又は、施設ホームページでアーチェリー場の空き状況を事前に確認してください。既に専用使用の予約が入っているときは利用できませんので、ご了承ください。
- 利用の際は、券売機で入場券を購入し、窓口で「個人利用登録証」と併せて提示してください。
- 天候等の理由により施設の利用を中止する場合がありますので、ご了承ください。
- アーチェリー用具等はご自身でご用意願います。(レンタル品等はございません)

## 【安全マナー】 ※その他規定等については、別紙(【安全のために】～公益社団法人全日本アーチェリー連盟～)参照。

- どのような場合でも、人に向かって弓を引かない。
- ターゲット付近に人がいないことを確認して、発射する。
- 空及び上方に向けて撃たない。
- 自分のドローレングスより短い矢を引いてはならない。
- 弓を引き戻すときは、的にサイトを合わせて戻す。(弓を上に向けて、又は下に向けて引き戻さない。)
- 他の人が射っている間は静かにする。
- 身体にぴったり合った(だぶつかない)服装を着用する。
- ストリングが、ボタンや衣服に引っかからないように準備する(チェストガード利用)。
- プレーの前には、しっかりと弓具の点検をする。
- 射る人の前方、または前側に立たない。
- 他の人が射っている時は、決してターゲットに近づいてはならない。
- 自分の身体に合った強さの弓を引くこと。
- 矢がアローレストから落ちたら、引き直す。
- 自分が立ったレーンの前方のターゲット以外は撃たない。(斜めうち禁止)
- 許可なく、他の人の弓に触れたり引いたりしてはいけない。
- 矢を抜くときには、後ろに人がいないことを確認してから行う。
- 矢を探すときは、他の利用者にわかるように、ターゲット前に弓を立てておく。

(あて先) 仙台市新田東総合運動場

(申込日) 年 月 日

※太枠内をご記入ください。 [ご記入頂いた個人情報につきましては、新田東アーチェリー場の利用に関する事項のみに使用いたします。]

申込者 (使用者)	住所	(〒 - )		
	TEL	( ) -		
	フリガナ 氏名	生年月日 年 月 日(満 才)		
アーチェリー競技の経験  ※該当する項目をチェックし、 必要事項を記入して下さい。	1 . 競技大会参加経験			
	2 . 所属競技団体名等			
	3 . その他	<input type="checkbox"/> 検定会合格者【※アーチェリー協会への加盟者のみ申込可】 <input type="checkbox"/> その他( )		

## 【保護者同意書欄】 ※未成年者登録の場合

保護者氏名 : (印) (続柄) 保護者Tel : ( ) -

施設記入欄 (本人確認): 運転免許証 旅券 保険証 その他( )

【検定会合格者の場合】 アーチェリー協会への加盟済確認 : 会員カード 領収書

(備考):